

職場意識改善計画

平成22年 5月 13日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	(1年度目) 労使間の話し合いの機会を整備するため、年 2 回の職場意識改善会議を実施する。残業時間の削減や有給取得率の向上等を議題とする。
	(2年度目) 職場意識改善会議を年 4 回実施し、事業主と従業員の意見交換の場を積極的に設け、意見交換を実施する。
労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	(1年度目) 職場意識を改善するため、各労働者からの労働時間等の個別の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者を選任し、改善取り組みを進めるための受付体制を整備する。また同時に全社員への周知を図る。
	(2年度目) 1 年目の受付利用状況を踏まえて、全社員への更なる周知徹底や、各労働者にとっての利便性向上や受付制度の整備を図る。また、職場意識改善に向けた取組推進のために、責任者を選任、配置し、周知と活用を図る。
2 職場意識改善のための措置	
労働者に対する職場意識改善計画の周知	(1年度目) 労働者に対して職場意識改善計画の周知を図るため、労働者全員に対して社内メールによる周知及び会議等で管理職から周知を図る。
	(2年度目) 職場意識改善計画のポイントや、職場意識改善会議の定期開催時の議事録等を労働者全員に配布することにより、一層の周知を図る。
職場意識改善のための研修の実施	(1年度目) 職場意識改善の必要性や意義について、主に管理職に対して周知を図るため、職場意識改善のための研修会を下期に1回開催し、まず管理職等の意識啓発を図る。
	(2年度目) 前年度の研修結果を踏まえ、外部講師を招き研修会を最低 1 回開催することにより、管理職等に対する意識改革を図る。

職場意識改善計画

平成22年 5月13日

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	(注) 及び は必ず記載し、 ~ のうち1つ以上選択してください。
年次有給休暇の取得促進のための措置	(1年度目) 各労働者が年次有給休暇を確実に取得できるようにするため、会社側にて取得実績や取得予定等の状況を把握し、個別に取得の奨励をし、年次有給休暇の取得をしやすい体制を整備する。また、その取り組みを全社員に周知する。
	(2年度目) 引き続き、年次有給休暇の取得を促進するため、1年度目の実績を振り返り、取得が進んでいない部署や労働者に対しての面談や全社的処置の見直し等により2年度目は合理的で充実した取得を図る。また、継続的にこの取り組みの各労働者への周知・徹底を図る。
所定外労働削減のための措置	(1年度目) 所定外労働を削減する具体的な取り組みとしてノー残業デーを1カ月に1回実施し、従業員のしやすい所へ制度についての掲示をし、全従業員に周知・徹底することにより所定外労働の削減を図る。
	(2年度目) 所定外労働を前提とした業務処理体制からこれを前提としない業務体制へと改善する。計画的に効率よくメリハリをつけて仕事を進め、安易な残業をしないよう管理者を含め意識改革をする。
労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	(1年度目) ゆとりのある就労環境の構築を図るため、労働者の多様な事情及び業務の態様について実態を把握する。
	(2年度目) 前年度より取り組みを進捗化させるため、運用実態等を更に把握する。また育児や介護等に係る関係法令の改正や労働者のニーズ等を勘案し、実情に即した制度を設計することを検討する。
労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	(1年度目)
	(2年度目)
ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	(1年度目)
	(2年度目)
4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと	(1年度目) 所定労働時間を週1時間以上短縮し、従業員のしやすい所へ制度についての提示をし、労働者へ周知・徹底を図る。